

令和2年度安曇野市教育委員会10月定例会会議録

日 時：令和2年10月21日（水）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、
教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子
事務局：教育部長 平林洋一、学校教育課長 沖雅彦、生涯学習課長 臼井隆昭、
文化課長 山下泰永、学校給食センター長 小笠原正明
書記：学校教育課長補佐兼教育総務係長 太田雅史、学校教育課教育総務係 岩原遼子
傍聴者：報道機関 1名、傍聴人 1名

◎開 会

教育部長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和2年10月定例会を開会いたします。

◎教育長挨拶

教育部長 橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 10月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

北アルプスの峰々から初雪の便りが届けられ、秋の深まりを感じる頃となりました。今朝は、昭和の音楽史を代表する作曲家、古関裕而氏をモデルとするNHK朝の連続テレビ小説「エール」で、昭和22年7月から始まったラジオドラマ鐘の鳴る丘の主題歌が誕生する瞬間の場面が放映されました。改めて人を励まし、勇気づける音楽の力を感じました。

さて、この土曜、日曜日に実施されました二つの催しについて報告をさせていただきます。

まず、10月17日には第70回長野県図書館大会が開かれました。一時は開催そのものも危ぶまれましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や自然災害が多発するような状況だからこ

そ、災害に負けない図書館の在り方をみんなで考えようと、ピンチをチャンスにとの発想からウェブ開催となったものです。豊科公民館ホールをメイン会場に、県内9か所のサテライト会場をオンラインで結び、困難な状況下にあっても人々が必要な情報を入手し、生涯学び続け、地域社会を存続させていくための図書館づくりへの第一歩として、確かな手応えを感じました。

次に、18日曜日に能楽講演会「能役者が語る能・道成寺の魅力」が豊科交流学習センター「きぼう」で開催されました。今回は、やむなく中止となった第30回信州安曇野薪能を来年度につなげたいとの願いがようやくかなったものであります。

講師は、観世流能楽師の青木道喜先生です。紀伊の国、道成寺の再興した釣鐘の供養の場に、一人の白拍子の女が入り込み、やがて舞いながら釣鐘を落として中に入り込んでしまう場面を青木先生が謡やお囃子を交えた臨場感あふれる演技で解説されました。そして、鐘の中で一人で行う装束替えを見せていただきました。本来は、外からは決して見ることはできない、その鐘の中の様子を再現してくださったということです。そのシテ役に、小学校1年生のときに鞍馬天狗に出演して、それ以来青木先生の下で学んでこられたという市内在住の現在高校3年生の中嶋春香さんが協力出演で実演をしてくれました。さて、やがて鐘を釣り上げますと中から般若の面と赤頭に蛇を思わせるうろこ模様の装束と赤く長いはかまを引きずった蛇体に変身した女が現れるわけです。この釣鐘は、竹で編まれていますけれども、縁に90キロからの鉛のおもりが仕込まれているようで、一步間違うと大事故につながりかねない危険な演技であることも知りました。最後に、実際の能、道成寺の一場面を映像で見せていただき、感動を新たにいたしました。

青木先生には、真に迫り、心を揺り動かすような感動体験をさせていただきました。これは、対面で同じ空間と時間を共有したからであることを実感し、改めて日本の伝統芸術としての能と能楽師、青木道喜氏の人間的な魅力を感じるひとときとなりました。

今回、二つの催しへの参加で考えさせられたことは、これからの教育にとってICTの活用と対面による教育のどちらかではなく、バランスとそれを生かせるための力が求められていると改めて感じました。

今週訪問した小学校では、設置されたばかりの電子黒板をほとんど全ての教室で意欲的に活用している先生方の姿に頼もしさを感じました。GIGAスクール構想では、環境整備が先行する印象ですが、鍵は教職員の意欲と力量にあると思います。教育委員会としても、課題を共有しながら支援の方策を検討してまいります。

結びに、県では現在長野県交通安全スローガンの募集を行っております。先日訪問した学校でこのような掲示がございました。「速度を守ってAKB、10分前出発で、10キロダウン」、このような短い標語や合い言葉、スローガンは教職員をはじめ児童生徒の意識高揚に大変効果的です。各校にも、取組を促したいと思っております。

では、本日のご審議よろしく願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されています。

本日の協議議案について、安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討、又は協議に関する情報で公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第2号 令和3年度公民館組織体制の見直しについてを非公開とするよう発議いたします。

また、条例第7条第2号個人に関する情報で、特定の個人が識別されまたは識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第5号 令和2年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者並びに報告第6号 教育長報告を非公開とするよう発議いたします。

このことに対して、委員からご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、ただいま申し上げました報告事項3件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第2号 令和3年度公民館組織体制の見直

しについて、報告第5号 令和2年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者、報告第6号 教育長報告とします。

会議事項の順番につきましては、議案第1号、第2号、報告第1号、第3号、第4号を公開することとします。以後、会議を非公開とし、報告第2号、第5号、第6号を扱います。

なお、議案第2号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から9月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申出いただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市誌編さん専門調査会調査員の選任について

教育長 それでは、協議議案に入ります。

議案第1号 安曇野市誌編さん専門調査会調査員の選任についてを議題とします。

では、説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市誌編さん専門調査会調査員の選任について」資料により説明。

教育長 議案第1号 安曇野市誌編さん専門調査会調査員の選任について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

調査員の方々をお願いをしていくということには異論がないわけでありましてけれども、調査員の方々と市誌編さんの中心的な機関となるのが文書館というふうの説明があったかと思いますが、文書館がこの調査委員の方々とどのような関りをもっていくのか、または調査委員の方々の活動を支援していくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

文化課長 まず、市誌編さんの事務局を文書館のほうに置きまして、それから文書館のほうにはこれまでの町村誌の編さんの資料、そのときに執筆に当たるときに全旧町村で調べました資料も全て今、保管されているような状況であります。そういった資料を調査員の方々にお示しいたしまして、そしてその他足りない部分、新たに聞き取り調査だとか様々な調査を行うことは何があるかという項目を明らかにさせて、そしてお願いをしていくという形になります。

もし、聞き取り調査等を行う際にこちらのほうの事務局のほうから相手方の方をお願いを

する場合は、文書館のほうの事務局、市誌編さんの事務局のほうからお願いをしたり、正式な文書を出ささせていただいたりするというような形になるかと思います。

以上です。

唐木委員 そういたしますと、この調査委員の方々が主たる活動場所として、文書館の場を用意し調査研究が進むように文書館として、事務局として支援をしていくというふうに理解をされていてよろしいでしょうか。

文化課長 はい。

教育長 よろしいでしょうか。

では、他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。異議なしでございますので、議案第1号 安曇野市誌編さん専門調査会調査員の選任については承認されました。

◎議案第2号 共催・後援依頼について

教育長 続いて、議案第2号 共催・後援依頼についてを議題といたします。

まず、生涯学習課関連の依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 生涯学習課の共催1件、後援1件の依頼について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきまして、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、生涯学習課関連の共催・後援依頼の件は承認されました。

次に、文化課関連の依頼について説明をお願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 文化課の共催1件、後援1件の依頼について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 この件につきましては、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、文化課関連の共催・後援依頼の件は承認されました。

◎報告第1号 安曇野市議会 令和2年9月定例会における一般質問等について

教育長 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により、ご報告させていただくものです。

では、報告第1号 安曇野市議会令和2年9月定例会における一般質問等について、説明をお願いします。

教育部長 「安曇野市議会 令和2年9月定例会における一般質問等について」資料を読み上げ。

教育長 報告第1号 安曇野市議会令和2年9月定例会における一般質問等について、委員からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は、了承をいただきました。

◎報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 続いて、報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について、各担当より説明をお願いします。

生涯学習課関連の後援依頼から説明をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号は、了承をいただきました。

◎報告第4号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 続いて、報告第4号 教育部の各課報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 生涯学習課

教育長 続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 文化課

教育長 では、続いて文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号は、了承をいただきました。

では、ここで10分間休憩を取りたいと思います。

(休憩)

教育長 それでは、再開させていただきます。

以降の議題につきましては、非公開といたします。

(以後、非公開会議)

◎報告第2号 令和3年度公民館組織体制の見直しについて

◎報告第5号 令和2年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第6号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。

参考資料としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。

(3) その他

教育長 では、次にその他の事項に移ります。

委員の皆様、または事務局から何かありましたらお願いいたします。

教育部長 10月16日金曜日、午後2時に松本合同庁舎講堂で行われました第2回旧第11通学区
高等教育懇話会について恐れ入りますが、口頭で若干報告をさせていただきたいと思
います。

また、詳しい会議録を今作成中でございますので、整い次第、委員各位には送付をさせて

いただきたいと思います。

まず、ポイントを絞ってご説明を申し上げたいと思いますけれども、県教育委員会高校教育課の説明に対しまして、宮澤市長から意見として公立、私立の問題をまず先に議論すべきではないかというご発言をいただいております。信濃毎日新聞でも報道がありましたとおり、長野県の場合、公立、私立の定員の割合を8対2というようなことで取り決めをしております、これが今日まで続いているということでこの8対2という割合は全国で見ても低いほうから5番目になっているということです。今現在の私立の教育が大変特色があり充実している中で、県教育委員会とすれば長野県全体の教育を見渡して議論する必要がある。そのことについて、市長から県教育委員会に対してご質問がありまして、県教育委員会からは今現在その議論を公立、私立の関係者としているところで来年6月には方向性が出るというようなお答えがありました。

市長からは再質問という形で、来年6月ということではなくてこれは並列で検討していくべき問題だということにおっしゃってございましたが、県教育委員会とすればしっかりと検討していきたいというようなお答えにとどまっております。

また、宮澤市長から高校の再編に関する基準、人数であるとかクラス数というのはどういう根拠で設定されたのかというご質問があり、県のほうでは部活動の活性化の問題とかをいわゆる教員の標準定数に照らして、このくらいの規模がないとなかなか専科の先生方が集められないというようなお答えをしておりました。

また、同じく宮澤市長からこの懇話会は意見を県に上げた段階で解散するというように要綱に書いてあるけれども、昨年のたしか9月に県議会の一般質問で寺沢県議が意見を上げたから解散等ではなくて、それを県に意見を上げたものを結果等がどうなるかを見守る組織が必要じゃないか。そこまで協議会なり、地域の協議会なり残しておくべきではないかという質問が県議会で寺沢県議からされておりますけれども、それに対して原山教育長は検討したいという答弁をしておまして、今現在旧11通学区の懇話会の要綱では意見を上げればそれで解散ということになっていまして、県の教育長の答弁と矛盾しているんじゃないかというようなご質問をされておりますが、県の担当者はそういった答弁の内容を今日は持ってきていないので、後日回答させてほしいということでございました。

そして、橋渡教育長からはこれからの高校教育に必要なものとして、結論的に申し上げますと高校にもコミュニティスクールを導入することをはっきりと提案いただきました。地域連携が深まり、特色ある学校づくりというものに我々の行っているコミュニティスクールが

そういう役割を担っている、これから地域の核となる学校として市民に開かれた学校を目指すという中で、現在高校は学校評議員制度というものによっているわけですが、やはり地域の住民の皆様が高校の評価をする側に入るといふこと、そういう必要があるという理由をしっかりと述べていただきまして、高校を身近に考える機会として高校にもコミュニティスクールを導入ということで具体的な提案を行っております。

それから、一つ臥雲松本市長がこの懇話会に初めて出席をされておまして、自発的ではございませんでしたが、初めてということで臥雲市長ご意見ありましたらという、司会に促されて臥雲市長が質問されましたが、その要旨でございます。旧第11通学区には、多様な高校の選択肢があるという中で学びたい学校が身近にあることが理想的である。今は、特色ある教育という点で言えば私学のほうが上であり、私学が第1志望となっている方も多し。これは、私立のほうが魅力ある将来につながる可能性が高いと思っているからである。再編を議論する前に、今のテストの成績で輪切りをされるという状況を超えて、特色ある学校づくりを県立も進めていかなければならないというふうにおっしゃられております。

特に専門高校、職業高校は将来につながるようになっていくということが感じられることが必要である。そのためには、最新の設備あるいは情報を常にアップデートをしていく必要がある。専門高校が、特色を競い合う必要があるというふうにおっしゃってました。

なかなか、現行の長野県の教育予算の枠組みでは大要な部分もあるし、これは私立の義務教育の学校も同じである。だから、長野県全体でやはり考えていく必要があるというふうな趣旨の発言をされておりました。

次に、新聞報道でご覧になっていただいているかと思いますが、旧第11通学区と旧第12通学区の合同会設置の案をこのときに提案をされました。

それに対して、橋渡教育長から唐木委員もおっしゃっていたように旧第11通学区の懇話会と旧第12通学区の協議会では性格が異なり、これをどうしていくかということ。また、我々1、2、3の3の部会を任されるわけですが、通常の部会の活動に加えて、この合同部会の開催が加わると非常にこの年末、年度末を控えて日程が厳しいということ。

もう1点、3点目は、非常に大きな課題であり、一つの部会が合同で検討するということは大変な負担感を感じるということでご意見を言っていました。

もともと旧第11通学区と旧第12通学区という議論などは、いまだに今のところ1回もされていないということも併せていただきました。そういった中で、合同部会の報告というものは現在組まれている予定より1か月程度遅らせてほしいということ。また、研究部会に村長

がメンバーとして入っていないけれども、これは可能であるかというご質問も併せて教育長からしていただきました。

県からは、しっかりご意見を受け止めて他の市村とも話し合っ進めていきたいということ。特に、旧第12通学区の相手方とは十分事前に相談して決めていきたいということ。市村長が部会へ出ることは是非お願いしたいくらいだと、他の部会に顔を出していただいても一向に構わないということでございます。

最後、宮澤市長から少し厳しいご意見がご指摘がございました。もともと旧第12通学区では、先に合同部会が全会一致で了承されたというような報告がございましたけれども、これは教育委員、教育委員会レベルで決定したということだろうということをして市長が言って、外堀を埋めて追認しろということかというふうに少し厳しい口調でおっしゃられました。

また、旧第11通学区は懇話会としたのは、各団体の代表者が集まっていたのですが、その団体が代表者がそれぞれ属する団体に持ち帰って意見を集約して、また懇話会に持ち上げるという方式ではなく、あくまで個人の意見でいいということから懇話会になったと、そう記憶していると市長がおっしゃって、県に意見要望が目的ならばそれは県の教育委員会が主体的にやればいい話であるというふうに再度持論を申されております。

さらに、それほど広域的な議論が必要であるなら、何も旧第12通学区に区切って協議会など設置する必要はないじゃないか。今、高校は基本的に4通学区、最終的には全県どこでも行けるような今は時代だと思っているんですけれども、その前の四つの通学区になっておりました。そのくらいの広域で議論すればいいじゃないかと。そんなに大町市と安曇野市と行き来があるというなら、そんなところは他にもあるだろうということだと思います。

そういうご意見も言われて、意見も引き続きされて、県からは緑の冊子、実施方針では旧第12通学区と協議するということが書かれているのでお願いしたいという、しかも生徒の行き来が旧第11通学区と旧第12通学区が多いということ。そして、地域との関連性も強いというようなこと。だから、共に考える必要があるので、こういう申出を出させていただいたと。

この合同議会方式というのは、12通学区ごとに協議会、うちは懇話会ですけれども、設置されていますが、こういった合同会はここしかないというようなお答えでございました。そんな内容でした。

報告でございます。また、詳しい会議録は後ほどとなります。

以上でございます。

教育長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

学校教育課長 先ほど、二村委員からいただきました前回の教育長報告にありました9月2日朝に穂高東中学校の校舎への不審者侵入の事件ですが、警察に被害届を提出中でありまして、先ほど部長の回答どおりまだ動きがないということでございますのでお願いいたします。

以上です。

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。委員各位には、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和2年10月定例会を閉じさせていただきます。大変お疲れさまでした。